

令和7年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 協定締結数 6協定 （ 集落協定6・個別協定0 ）

2. 協定農用地面積 (単位：㎡)

協 定 集 落 名	田（急傾斜）	田（緩傾斜）	畑（急傾斜）	畑（緩傾斜）	合 計
上柏集落	0	0	43,089	0	43,089
鳶畑集落	21,896	0	1,553	2,122	25,571
横尾集落	14,140	0		11,697	25,837
北岡山集落	15,850	8,077	0	10,029	33,956
小林上集落	19,899	0	1,302	0	21,201
内の川集落	58,077	0	0	0	58,077
合 計	129,862	8,077	45,944	23,848	207,731

3. 協定参加者数及び交付金額・使用方法 (単位：円)

協 定 集 落 名	協定参加農家	交付金額	交付金の使用方法
上柏集落	3 名	396,418	協定参加農用地面積に応じて配分
鳶畑集落	3 名	506,562	協定参加農用地面積に応じて配分
横尾集落	3 名	301,509	協定参加農用地面積に応じて配分
北岡山集落	7 名	346,053	協定参加農用地面積に応じて配分
小林上集落	13 名	346,281	50%を共同取組活動に使用
内の川集落	27 名	975,693	80%を共同取組活動に使用
合 計	56 名	2,872,516	

4. 農用地、水路、農道に関する事項

協定集落名	概 要
上柏集落	農用地について、集落協定参加者が協定内容に従って管理を行う。 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 水路・農道等について、集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
鳶畑集落	農用地について、集落協定参加者が協定内容に従って管理を行う。 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会の斡旋を受ける。 水路・農道等について、集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行うとともに、協定参加者全員で泥上げ、草刈を行う。
横尾集落	農用地について、集落協定参加者が協定内容に従って管理を行う。 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会の斡旋を受ける。 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家等による利用権設定等や農作業の委託を行う。 水路・農道等について、集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行うとともに、協定参加者全員で泥上げ、草刈を行う。
北岡山集落	農用地について、集落協定参加者が協定内容に従って管理を行う。 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会の斡旋を受ける。 水路・農道等について、集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行うとともに、協定参加者全員で泥上げ、草刈を行う。
小林上集落	農用地について、集落協定参加者が協定内容に従って管理を行う。 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家等による利用権設定等や農作業の委託を行う。 水路・農道等について、集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行うとともに、協定参加者全員で泥上げ、草刈を行う。
内の川集落	農用地について、集落協定参加者が協定内容に従って管理を行う。農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 水路・農道等について、集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。

5. 多面的機能を増進する活動

協定集落名	概 要
上柏集落	農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
鳶畑集落	農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
横尾集落	農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
北岡山集落	農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
小林上集落	農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。景観作物の作付けを行う。
内の川集落	農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。

6. 交付金の配分割合

共同取組活動	個人配分
33.2%	66.8%

7. 共同取組活動に配分された交付金の使途

[illegible]